

改正 令和 7 年 4 月 23 日 原規総発第 2504238 号 原子力規制委員会決定

原子力規制委員会行政文書管理要領の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和 7 年 4 月 23 日

原子力規制委員会

原子力規制委員会行政文書管理要領の一部を改正する訓令

原子力規制委員会行政文書管理要領（原規総発第 120919005 号）の一部を、別表により改正する。

附 則

この訓令は、令和 7 年 4 月 23 日から施行する。ただし、別表第 5 の改正規定は、重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律（令和 6 年法律第 27 号）の施行の日（令和 7 年 5 月 16 日）から施行する。

別表 原子力規制委員会行政文書管理要領 新旧対照表

(下線部分は改正部分)

改 正 後						改 正 前					
(電子署名) 第44条 (略) (削る) <u>2</u> その他電子署名の取扱いについては、 <u>原子力規制委員会電子署名規程</u> (原規総発第2504239号) の定めるところによる。						(電子署名) 第44条 (略) <u>2</u> 前項の電子署名は電子文書取扱主任が行うものとする。 <u>3</u> その他電子署名の取扱いについては、 <u>環境省電子署名規程</u> (平成15 年環境省訓令第6号) の定めるところによる。					
別表第5 (その他の法令) (8) 特定秘密の保護に関する法律(平成25年法律第108号) 関係						別表第5 (その他の法令) (8) 特定秘密の保護に関する法律(平成25年法律第108号) 関係					
事項 番号	主管課等	専決事項	専決者	合議者	委員会へ の報告の 要否	事項 番号	主管課等	専決事項	専決者	合議者	委員会へ の報告の 要否
1～ 12	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	1～ 12	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(削 る)	(削る)	(削る)	(削 る)	(削 る)	(削る)	<u>13</u>	<u>人事課</u>	<u>運用基準IV 8 (1) の規定による適性 評価についての苦 情の概要の報告に 関すること。</u>	<u>長官</u>		<u>否</u>
<u>13</u> ～ <u>18</u>	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	<u>14</u> ～ <u>19</u>	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

<u>19</u>	総務課	運用基準V 4 (2) ア (カ) の規定による通報の処理内容の内閣府独立公文書管理監に対する報告に関すること。	長官		否
<u>20</u>	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

(9) 重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律（令和6年法律第27号）関係

事項 番号	主管課等	専決事項	専決者	合議者	委員会への報告の 要否
1	主管課等	重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律（令和6年法律第27号。以下この表において「重要経済安保情報保護活用法」という。）第3条第2項第2号の規定による重要経済安保情	長官		否

<u>20</u>	総務課	運用基準V 4 (2) ア (カ) の規定による通報の処理内容の内閣府独立公文書管理監に対する報告に関すること。	総務課 長		否
<u>21</u>	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

(新設)

		<u>報の指定が行われた旨の当該情報を取り扱う者への通知に関すること。</u>			
<u>2</u>	<u>主管課等</u>	<u>重要経済安保情報保護活用法第4条第2項の規定による指定の有効期間の延長に関すること。</u>	<u>長官</u>		<u>否</u>
<u>3</u>	<u>主管課等</u>	<u>重要経済安保情報保護活用法第5条第1項の規定による重要経済安保情報保護活用法第11条第1項又は第2項の規定により重要経済安保情報の取扱いの業務を行うことができることとされる者のうちからの指定に係る重要経済安保情報の取扱いの業</u>	<u>長官</u>		<u>否</u>

		<u>務を行わせる職員 の範囲の決定に関 すること。</u>			
<u>4</u>	<u>主管課等</u>	<u>重要経済安保情報 保護活用法第6条 第1項の規定によ る他の行政機関へ の重要経済安保情 報の提供に関する こと。</u>	<u>長官</u>		<u>否</u>
<u>5</u>	<u>主管課等</u>	<u>重要経済安保情報 保護活用法第6条 第1項の規定によ り他の行政機関が 重要経済安保情報 を提供することに ついての同項ただ し書の同意に関す ること。</u>	<u>長官</u>		<u>否</u>
<u>6</u>	<u>主管課等</u>	<u>重要経済安保情報 保護活用法第6条 第2項の規定によ る他の行政機関の</u>	<u>長官</u>		<u>否</u>

		<u>長との協議に関すること。</u>			
<u>7</u>	<u>主管課等</u>	<u>重要経済安保情報保護活用法第9条第1項の規定によるその他公益上の必要による重要経済安保情報の提供に関すること。</u>	<u>長官</u>		<u>否</u>
<u>8</u>	<u>主管課等</u>	<u>重要経済安保情報保護活用法第10条第1項の規定による適合事業者への重要経済安保情報の提供に関すること。</u>	<u>長官</u>		<u>否</u>
<u>9</u>	<u>主管課等</u>	<u>重要経済安保情報保護活用法第10条第1項の規定により他の行政機関が重要経済安保情報を提供することについての同項た</u>	<u>長官</u>		<u>否</u>

		<u>だし書の同意に 関すること。</u>			
<u>10</u>	<u>主管課等</u>	<u>重要経済安保情報 保護活用法第9条 第1項第1号に規 定する我が国の安 全保障に著しい支 障を及ぼすおそれ がないと認めるこ とについての重要 経済安保情報保護 活用法第10条第 6項の同意に關す ること。</u>	<u>長官</u>		<u>否</u>
<u>11</u>	<u>主管課等</u>	<u>重要経済安保情報 保護活用法第11 条第3項の規定に よる特定秘密の保 護に関する法律(平 成25年法律第1 08号)第16条第 1項に規定する適 正評価の結果に係</u>	<u>長官</u>		<u>否</u>

		<u>る情報の提供に すること。</u>			
<u>12</u>	<u>主管課等</u>	<u>重要経済安保情報 保護活用法第12 条第3項の規定に よる評価対象者に 対する告知に関す ること。</u>	<u>課等の 長</u>		<u>否</u>
<u>13</u>	<u>主管課等</u>	<u>重要経済安保情報 の保護及び活用に 関する法律施行令 (令和7年政令第 26号。以下この表 において「重要経済 安保情報保護活用 法施行令」という。) 第7条第1項第2 号の規定による指 定の有効期間の満 了の通知に関する こと。</u>	<u>長官</u>		<u>否</u>
<u>14</u>	<u>主管課等</u>	<u>重要経済安保情報 保護活用法施行令 第8条第1号の規</u>	<u>長官</u>		<u>否</u>

		<u>定による指定の有効期間の延長の通知に関すること。</u>			
<u>15</u>	<u>主管課等</u>	<u>重要経済安保情報保護活用法施行令第10条第1項第2号の規定による指定の解除の通知に関すること。</u>	<u>長官</u>		<u>否</u>
<u>16</u>	<u>主管課等</u>	<u>重要経済安保情報の指定及びその解除、適性評価の実施並びに適合事業者の認定に関し、統一的な運用を図るための基準（令和7年1月31日閣議決定。以下この表において「運用基準」という。）第2章第4節1の規定による重要経済安保情報保護活用法施行令第11条第1項に</u>	<u>長官</u>		<u>否</u>

		<u>規定する規程の案 の内閣総理大臣へ の通知に関するこ と。</u>			
<u>17</u>	<u>主管課等</u>	<u>運用基準第4章第 2節2(1)①又は ②の規定による名 簿の作成及び適性 評価実施責任者へ の提出に関するこ と。</u>	<u>課等の 長</u>		<u>否</u>
<u>18</u>	<u>主管課等</u>	<u>運用基準第4章第 2節2(1)①又は ②の規定による名 簿の記載事項の変 更の適性評価実施 責任者への通知に 関すること。</u>	<u>課等の 長</u>		<u>否</u>
<u>19</u>	<u>主管課等</u>	<u>運用基準第4章第 2節2(1)②の規 定による適合事業 者への通知に関す ること。</u>	<u>課等の 長</u>		<u>否</u>

<u>20</u>	<u>主管課等</u>	<u>運用基準第4章第2節2(2)の規定による適性評価の実施の承認に関すること。</u>	<u>長官</u>		<u>否</u>
<u>21</u>	<u>主管課等</u>	<u>運用基準第4章第2節2(2)の規定による適性評価の実施の承認を得た者に関する事項の重要経済安保情報管理者又は適合事業者への通知に関すること。</u>	<u>課等の長</u>		<u>否</u>
<u>22</u>	<u>主管課等</u>	<u>運用基準第4章第2節3(2)④の規定による適性評価の実施の不同意及び同意の取下げの重要経済安保情報管理者又は適合事業者への通知に関すること。</u>	<u>課等の長</u>		<u>否</u>

<u>23</u>	<u>主管課等</u>	<u>運用基準第4章第2節6の規定による評価対象者の評価に関すること。</u>	<u>長官</u>		<u>否</u>
<u>24</u>	<u>主管課等</u>	<u>運用基準第4章第2節7の規定による適正評価の結果の重要経済安保情報管理者、適合事業者又は内閣総理大臣への通知に関すること。</u>	<u>課等の長</u>		<u>否</u>
<u>25</u>	<u>主管課等</u>	<u>運用基準第4章第5節3(2)の規定による苦情についての調査の結果及び処理の方針の承認に関すること。</u>	<u>長官</u>		<u>否</u>
<u>26</u>	<u>主管課等</u>	<u>運用基準第4章第5節5の規定による重要経済安保情報管理者への通知に関すること。</u>	<u>課等の長</u>		<u>否</u>

<u>27</u>	<u>主管課等</u>	<u>運用基準第5章第1節2(2)又は第3節2の適合事業者の認定に関すること。</u>	<u>長官</u>		<u>否</u>
<u>28</u>	<u>主管課等</u>	<u>運用基準第5章第1節3又は第3節3の規定による適合事業者の認定に関する審査の結果の通知に関すること。</u>	<u>長官</u>		<u>否</u>
<u>29</u>	<u>主管課等</u>	<u>運用基準第5章第1節4の適合事業者との契約に関すること。</u>	<u>長官</u>		<u>否</u>
<u>30</u>	<u>主管課等</u>	<u>運用基準第6章第1節の重要経済安保情報保護活用委員会への資料の提出及び報告に関すること。</u>	<u>長官</u>		<u>否</u>
<u>31</u>	<u>主管課等</u>	<u>運用基準第6章第2節2の規定によ</u>	<u>長官</u>		<u>否</u>

		<u>る内閣府独立公文書管理監への疎明に関すること。</u>			
<u>32</u>	<u>主管課等</u>	<u>運用基準第6章第2節3の規定による内閣府独立公文書管理監への報告に関すること。</u>	<u>長官</u>		<u>否</u>
<u>33</u>	<u>主管課等</u>	<u>運用基準第6章第2節4（1）の規定による重要経済安保情報指定管理簿の写しの内閣府独立公文書管理監への提出に関すること。</u>	<u>課等の長</u>		<u>否</u>
<u>34</u>	<u>主管課等</u>	<u>運用基準第6章第2節4（2）の規定による内閣府独立公文書管理監への報告に関すること。</u>	<u>課等の長</u>		<u>否</u>
<u>35</u>	<u>総務課</u>	<u>運用基準第6章第3節2（1）②の規定による通報者に</u>	<u>長官</u>		<u>否</u>

		<u>対する通知に関する こと。</u>			
<u>36</u>	<u>総務課</u>	<u>運用基準第6章第 3節2(1)④の規 定による調査の結 果の通報者に対す る通知に関するこ と。</u>	<u>長官</u>		<u>否</u>
<u>37</u>	<u>総務課</u>	<u>運用基準第6章第 3節2(1)④の規 定による通報の処 理内容の内閣府独 立公文書管理監に 対する報告に関す ること。</u>	<u>長官</u>		<u>否</u>
<u>38</u>	<u>主管課等</u>	<u>運用基準第6章第 4節1の規定によ る重要経済安保情 報保護活用委員会 及び内閣府独立公 文書管理監に対す る報告に関するこ と。</u>	<u>課等の 長</u>		<u>否</u>